

## 津市消費生活相談員の募集要項

昨今の消費者トラブルは悪質化・複雑化しており、市では、市民からの消費生活相談に専門相談員を配置して対応しているところですが、これらの社会情勢の中で、消費生活センターの役割もますます重要なものとなってきています。

つきましては、消費生活相談業務を行う専門相談員を下記のとおり募集します。

- ・ 募集人員 1名
- ・ 応募資格 消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者
- ・ 勤務場所 津市役所3階 市民交流課内 津市消費生活センター
- ・ 採用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（継続任用可）
- ・ 勤務日数・時間 週2～3日程度、午前9時00分から午後4時00分まで  
（週平均15.5時間未満）
- ・ 業務内容 消費生活に関する相談業務、消費者啓発業務
- ・ 報酬等 時給1,568円（地域手当を含む）及び通勤手当（昇給あり）
- ・ 各種保険 公務災害
- ・ 申込方法 津市会計年度任用職員申込書（写真貼付）、資格等を証する書類の写しを郵送
- ・ 送付先 〒514-8611 津市西丸之内23番1号  
津市役所市民交流課 管理担当 宛
- ・ 申込期間 令和6年3月21日～採用決定次第、募集締め切り
- ・ 選考方法 面接によります。
- ・ 面接日・場所 津市会計年度任用職員申込書を提出いただいた後、日時・場所等を通知します。
- ・ 問合せ先 津市市民交流課 管理担当 229-3252